

# ご案内

## 茅ヶ崎市・寒川町で 住宅宿泊事業(民泊) を始めようとする方へ



民泊開始までの流れ ※事前相談から届出受理まで1か月程度かかります

### 事前相談

茅ヶ崎市保健所衛生課  
環境衛生担当へ

事前に必ず民泊制度ポータルサイトで届出の必要条件をご確認ください。

### 届出

民泊制度運営システムから届出

民泊制度ポータルサイト **検索**

民泊制度運営システムから届出してください。



### 市が届出を受理

住宅宿泊事業  
(民泊)の開始



## 茅ヶ崎市・寒川町での住宅宿泊事業(民泊)開始について

このパンフレットは、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)を始めるにあたり、ご確認いただきたい主な事項についてご案内しています。他法令に基づく手続きが必要な場合がありますので、パンフレットの内容と民泊制度ポータルサイトを必ずご確認ください。

※住宅宿泊事業を行う場合は届出が必要となり、無許可営業者は6か月以下の懲役または100万円以下の罰金などが科されることとなります。

### 住宅宿泊事業法による「民泊」(以下「民泊」という)とは

住宅宿泊事業法による「民泊」は、観光客等に対して次の要件を満たす住宅を宿泊施設として一時的に提供する事業で、**年間180日**までの営業が可能です。

### 「民泊」を実施できる住宅とは

生活の本拠として必要な設備(台所、浴室、トイレ、洗面設備等)があること。  
人の居住の用に供されていると認められるもの。



### 「民泊」の事業形態

民泊に使用する住宅(届出住宅)は、家主(住宅宿泊事業者)居住の有無により、家主居住型と家主不在型に大別されますが、必ず民泊制度ポータルサイトを必ずご確認ください。

民泊制度ポータルサイト

検索



### 民泊制度コールセンター

制度の内容、届出方法、民泊制度運営システムの操作方法、苦情相談などについて、民泊制度コールセンターで受け付けています。ご活用ください。

受付時間 9:00~18:00(平日のみ)

連絡先 0570-041-389(ヨイミンパク)

# 住宅宿泊事業法における住宅宿泊事業者の業務の概要

住宅宿泊事業者の業務の概要については、次のとおりです。必ずご確認ください。

業務の概要	説明
<b>宿泊者の衛生の確保</b> (法第5条関係)	住宅宿泊事業者は、届出住宅について、各居室(住宅宿泊事業の用に供するものに限る。)の床面積に応じた宿泊者数の制限、定期的な清掃その他の宿泊者の衛生の確保を図るために必要な措置を講じなければならない。
<b>宿泊者の安全の確保</b> (法第6条関係)	住宅宿泊事業者は、届出住宅について、非常用照明器具の設置、避難経路の表示その他の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じなければならない。
<b>外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保</b> (法第7条関係)	住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、届出住宅の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置を講じなければならない。
<b>宿泊者名簿の備付け等</b> (法第8条関係)	住宅宿泊事業者は、届出住宅その他の場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、茅ヶ崎市長の要求があったときは、これを提出しなければならない。
<b>周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明</b> (法第9条関係)	住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項(※)について説明しなければならない。 また、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて上記の説明をしなければならない。
	(※)騒音の防止のために配慮すべき事項 ○ごみの処理に関し配慮すべき事項 ○火災の防止のために配慮すべき事項 ○その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項
<b>苦情等への対応</b> (法第10条)	住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。
<b>周辺住民への事前説明</b> (「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」)	<b>トラブルを防止するために</b> 住宅宿泊事業を営む旨の届出を行うにあたっては、 <u>届出者から周辺住民に対し住宅宿泊事業を営む旨を事前に説明することが望ましい。</u>



# 住宅宿泊事業の届出にあたり主にご確認いただきたいこと P3

届出前に特にご確認いただきたいことは次のとおりです。各問合先にご確認ください。

項目	確認事項	説明	問合先
消防法令等への適合	<b>消防法令適合通知書の申請及び交付</b>	消防法令に基づく消防用設備が設置基準に適合しているかを確認してください。	【茅ヶ崎市及び寒川町】 茅ヶ崎市消防本部予防課 査察指導担当 0467-85-9943
	<b>防火対象物使用開始届の提出</b>	茅ヶ崎市火災予防条例に基づいて提出された届出により、火気使用器具や建物の構造、間取り等を確認してください。	
	<b>防火管理者選任の有無</b>	収容人員によっては、防火管理者の選任が必要になる場合があります。消防法令等に適合しているか事前にご相談ください。	
建築基準関係規定への適合	住宅宿泊事業法で求められる宿泊者の安全の確保の措置(非常用照明器具及び防火区画の適用の有無)について、計画建物の図面等を確認してください。	【茅ヶ崎市】 建築指導課 審査担当 0467-81-7183 【寒川町】 神奈川県平塚土木事務所 建築指導課 0463-22-2711	
市街化調整区域で事業する場合の制限の確認	住宅宿泊事業の施設は、建築基準法上「住宅」等として取り扱われますが、市街化調整区域内の住宅は例外的に認められたものであり、使用者や用途が制限される場合がありますので、必ず事前にご相談ください。	【茅ヶ崎市】 開発審査課 審査担当 0467-81-7186 【寒川町】 神奈川県平塚土木事務所 まちづくり推進課 0463-22-2711	
集合住宅(区分所有建物)に係る管理規約等の確認	集合住宅(マンション等)の居室で「民泊」を実施する場合は、管理規約上に民泊を禁止する旨が記載されていないか確認が必要です。管理規約に記載がない場合も、管理組合の総会等で禁止する方針がないかを証する書類が必要です。	対象マンションの管理組合	
住宅宿泊事業に伴って発生したごみの処理	事業活動に伴い発生したごみは事業者の責任で適正な処理が必要です。事業者自ら処理施設に持ち込むか、廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた事業者へ委託し、処理をしてください。	【茅ヶ崎市】 資源循環課 資源循環担当 0467-81-7178 【寒川町】環境課 資源廃棄物担当0467-74-1111(代表)	
「食事の提供」にかかる食品営業許可申請	宿泊者に食事を提供する場合、食品衛生法に基づく許可が必要となります。図面を持参の上、事前にご相談ください。	【茅ヶ崎市及び寒川町】 茅ヶ崎市保健所衛生課 食品衛生担当 0467-38-3316	
確定申告書又は市県民税申告書の提出	住宅宿泊事業により得た収入について、申告が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。	【茅ヶ崎市】 市民税課 市民税担当 0467-81-7139 【寒川町】税務収納課 町民税担当 0467-74-1111(代表)	